

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

不適正処理事件その後（第1回）

伊豆市内で発生した廃棄物の不法投棄事件

伊豆市内で発生した宗教法人敷地内における不法投棄事件については、2020年11月号、2021年10月号の本コラムに寄稿させていただきました。

最初の寄稿から4年以上経過していますので、事件内容を簡単に振り返ってみます。伊豆市内の宗教法人の土地に廃棄物混じりの土砂が搬入され、降雨によってそれが狩野川支流の河川に流出し、環境汚染を引き起こしたことで違法行為が発覚しました。投棄の場所は、伊豆市大平柿木（おおだいらかきぎ）の宗教法人・平和寺本山の土地で、西天城山系を切り開いた場所に宗教法人の建物があり、隣接した土地が問題の投棄場所でした。搬入された土砂は約8,000平方メートル、数万立方メートルに及ぶとされていますが、その中には、廃棄物と判断されるプラスチックやがれき類、瓦くず等が大量に混入していたことで問題となりました。

事件発覚直後は、混入廃棄物が産業廃棄物なのか一般廃棄物なのか特定できないとの理由で県は、調査や指導に積極的に関与しない姿勢で臨みました。（産業廃棄物であれば、県の権限で、一般廃棄物であれば市町村の権限で調査・指導を行うことが法律に定められています。）困った地元の伊豆市は、2021年春に緊急的対策として流出した廃棄物の撤去回収作業を行いました。コラム第1報で私は、報道内容・掲載写真から産業廃棄物の可能性が高く、まず県が主体となって対応すべきと寄稿させていただきました。その後、2021年7月に熱海市内で土石流災害が発生し、当地での産業廃棄物撤去指導に係る対応の妥当性が論議されたことを契機に、県が伊豆市内で発生した本件にも積極的に関わるようになり、同年9月に廃棄物処理法第19条に基づく措置命令が発出されました。

ここまでが、2021年10月号までにお伝えした経過です。

命令発出後3年以上が経過しましたが、宗教法人による撤去作業が実施されなかったために、県はこのほど行政代執行による対策工事を実施することを決定し、事業費として3億8千万円余を2025年度当初予算に計上しました。諸手続きを経て最速6月頃の工事発注、7月着手、年度内完了を目指していると報道されています。工事内容は、搬入された廃棄物混じりの土砂約4千立方メートルを除去し、残存土砂の安定性を高め、崩壊リスクを低減させるとしています。この金額では、搬入物の10%程度の撤去しかできませんが、当面の2次災害防止に資するという必要最小限の対策となります。

来春には、工事完了するとしても、本件の決着には至りません。搬入物の約90%は残存したままで、年月の経過とともにそれが流出する可能性があること。それ以上に、違法に搬入された廃棄物が、残存する状況が継続することは、大きな問題であり、今後の県の指導力が試されるところです。

また、代執行は税金を使って実施するものですから、その経費回収も課題となります。一般的に、不法投棄実行者は資金に困り、そのような行為に及ぶことが多いので、代執行経費の回収は困難なことが多いのですが、本件においては、相手が現存する宗教法人ですのでどのような経過になっていくのか注目したいと思います。何れにしても、私たちの貴重な税金を無駄に使っては欲しくないものです。

最後に、違法搬入行為者の特定についてです。今回の被命令者である宗教法人は、投棄行為者と同等の責任があるとして、命令対象者となったものです。現実的には、搬入行為者は別に存在するわけで、その特定や撤去指導（命令）は、絶対に必要です。そうでなければ、やり得ということになってしまいます。直近の事件であれば、防犯カメラやドライブレコーダーの記録から行為者に辿り着くことは、そんなに難しくはないと思いますが、時間が経過していますのでこの方法は困難性が高いものと推測します。あとは、捨て場所提供者である宗教法人に対しては、賃料が支払われていると考えるのが妥当ですから、そうしたものから行為者を特定するなど最大限の努力はお願いしたいと思います。不法投棄事件の時効は意外と短く5年間と規定されていますので、環境部局だけでなく、県警を巻き込んだ捜査を期待します。仮に公訴時効成立後であっても、行為者が特定できれば刑事罰は課されませんが、措置命令発出対象者にはなり得ます。